

変更届出書の添付書類(介護予防・日常生活支援総合事業)

事業所の名称及び所在地、その他厚生労働省令で定める事項に変更があった場合、当該変更に係る事項について、その変更のあったときから10日以内に市町村長に届ける必要があります。

◎不明な点は、市へ相談してください。

NO	変更事項	添付書類
1	事業所の名称	・運営規程
2	事業所の所在地	・平面図 ・土地賃貸借契約書の写し(借地の場合) ・建物賃貸借契約書の写し(借家の場合) ・運営規程
3	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	・登記事項証明書 ・運営規程
4	代表者の氏名、生年月日及び住所	・登記事項証明書 ・誓約書(参考様式9-3)
5	申請者の登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る)	・登記事項証明書
6	建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要	・建物の構造、設備(備品除く)の概要がわかるもの ・平面図
7	利用者の推定数(開設から3か月以内の訪問事業)	・変更届出書に利用者の推定数を記入 ・勤務体制及び勤務形態一覧表
8	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所	・勤務体制及び勤務形態一覧表
9	運営規程	・運営規程

- 介護予防・日常生活支援総合事業費費の請求に関する事項について
加算のうち届出が必要なものについては下記書類の提出が必要です。
手続きに漏れのないようご注意ください。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表
- ・その他必要な添付書類

※運営規程に変更があった場合は、変更届が必要